

阪大分会ニュース

No. 64 2010年7月15日発行

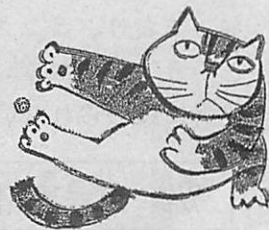
関西単一労働組合大阪大学分会
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL06-6303-0449

あらゆる相談受付中!

正規・非常勤・派遣・委託など
一人でも入れる組合です

handaibunkai@yahoo.co.jp

非常勤職員の実態ならよく知っている (鷺田総長) —それなら非常勤職員から仕事を奪うな!



鷺田清一総長と直談判したよ!

6月22日午後4時45分頃、「総長ラウンド2010」の会場にて、受付の勧めで総長の隣に着席。5分間の休憩中に鷺田清一総長と話をすることができた。

分会長：非常勤職員の話をお願いしたい。

(分会ニュースを差し出すと、大学職員が阻止した)

鷺田総長：僕はいいよ。(と、言ったのです)

分会長：総長は非常勤職員の実態について何もご存じないのではないかと。法人化前から、非常勤職員は何十年と働いて大学を支えてきた。非常勤職員は雇用不安で苦しんでいる。みんな働きたいのです。特例職員をつくるのではなく、非常勤職員全員の雇用継続を。

鷺田総長：実態はよく知っている。特例職員など、私らがつくったのだから。手紙ももらっている。

分会長：それなら、非常勤をやめさせないでほしい。きちっと話を聞いてほしい。

鷺田総長：ニュースは読ませてもらう。

分会長：私たちと話し合いをしてほしい。あとで正式に申し込み書も出します。京大でも聞っています。京大出身でしょ。これも読んで下さい。(京都大学時間雇用職員組合エクスタシーのチラシも渡す)

一人悩まず、組合に相談を!

非正規労働者の談話室

日時 7月22日(木)午後6時~9時

場所 豊中市立千里公民館 第一会議室

(豊中市千里文化センターコラボ内)

(北大阪急又はモノレール千里中央駅下車)

連絡先 TEL: 06-6303-0449

E-mail: handaibunkai@yahoo.co.jp

⇒ こちらのサイトへどうぞ。
なんで有期雇用なん! 7.2.21実行委員会
ブログ
<http://mandenan0227.blogspot.com/>

鷺田総長は非常勤職員と話し合いを!

7月15日、私たちは6月22日の約束通り、鷺田総長との話し合い・団交要求書を提出した。

今年度4月早々に特例職員採用試験を強行実施し、長期非常勤職員を選別・分断し、5年後に大量の解雇者がでるという深刻な事態を作り出したことに対して抗議し、非常勤職員と話し合いの場を持つようにと要求した。

今、非常勤職員は短期も長期も目の前にぶら下がっている「失業!?!」という雇用不安にさらされ苦境におとしいられている。「『聴く』ことの力」の著者である臨床哲学者の鷺田総長は、この非常勤職員たちの声を真摯に聴き、誠実に答える義務がある。長期非常勤職員の5年後雇止め=解雇をとりやめること、法人化後採用の短期非常勤職員の「6年切り解雇」をやめることを、真剣に検討し、非常勤職員に責任をもって答えられよ。

9割が200万円以下のワーキングプア!

6割がCランク・160万円以下なのだ!

私たちの非常勤職員データ公表要求に対して、大学は時間給ランク割合と人数等を回答した。なんと、非常勤職員の6割がCランクの年収160万円以下の超低額ワーキングプアであることが明らかになった。ランクC3は1,355,652円(平均的通勤費18万円除く)で、大阪市の生活保護費(144万円)以下だ。私たちは、これでは生活できないと、賃上げと夏季一時金および通勤費の全額支給を要求してきた。しかし、大学は「非常勤職員の年収は地域相場(144万円)より高額だ」と居直り、「144万円でも生きていける。200万円以下で十分だ」とばかりに、生活を全く考えようとはしない。この非常勤職員差別を絶対に許すことはできない。

ところで、大学が新給与制度導入時（05年）に提示した時間給ランク表以外に、「別表」があることが昨年発覚した。大学の当初の説明では、ランクが同じであれば時間給も同じであるということであった。「別表」の各ランクの時間給は幅のある金額になっており、ランクが同じでも異なる時間給があるということになる。賃金を恣意的に運用することは絶対に認められない。

労働（仕事量）に見合った賃金を!

非常勤職員のこの超低額な賃金は、労働（仕事量）に見合った賃金といえるのか。正規職員と勤務時間数が少ないだけで、勤務時間中の労働内容は全く同じだ。それどころか、勤務時間中に処理できないほど仕事量は多くあるため、有給休暇も使わず、サービス残業もしている。その残業すら認められないので、勤務時間内にハイペースで必死になって仕事を処理している。正規職員となんら遜色のない労働実態である。にもかかわらず、正規職員とのあまりにも大きな賃金格差は許せない。鷺田総長はこの実態を本当に知っているのだろうか。

有期雇用を簡単に企業などに使わせないために、ドイツでは有期雇用の賃金は正社員の1割増であるという。私たちも常勤職員の時間給を同一適用することを要求しよう。

◆非常勤職員データは、阪大の回答をもとに作成。

◆年収 = 時間給 × 6 H × 5 日 × 48, 2週（年間労働週） - 18万円（平均的年間通勤・大学発表）

時間給ランク別割合・人数（2010年4月1日現在）

	ランク	C3	C2	C1	B3	B2	B1	A	合計
10年以上	割合	0	約4%	約14%	約42%	約32%	約8%	0%	100%
事務補佐員	人数		6人	20人	59人	46人	11人		142人
10年未満	割合	約10%	約26%	約33%	約19%	約10%	約2%	0%	
事務補佐員	人数	110人	284人	363人	208人	114人	22人	6人	1107人
10年未満	割合	約15%	約11%	約20%	約21%	約17%	約11%	約5%	
技術補佐員	人数	37人	27人	49人	51人	41人	28人	11人	242人

賃金表の比較

ランク	A1	A2	A3	B1	B2	B3	C1	C2	C3
短時間一般職金額	3181	2653	2117	1723	1518	1347	1225	1144	1062
短時間長期職金額	3340	2786	2223	1809	1594	1414	1286	1201	1115

（別表）

ランク	A1	A2	A3	B1	B2	B3	C1	C2	C3
短時間一般職	2654~3181	2118~2653	1724~2117	1519~1723	1348~1518	1226~1347	1145~1125	1063~1144	~1062
短時間長期職	2787~3340	2224~2786	1810~2223	1595~1809	1415~1594	1287~1414	1202~1286	1116~1201	~1115

← 10年以上

事務補佐員・技術補佐員「6年切り」解雇反対! 長期非常勤職員「5年後雇い止め」解雇反対!

有期雇用は「そもそも労働基本原則を逸脱するもの」で、脱法的「解雇つき雇用」（脇田滋・労働法）は認められるものでない。「6年切り」解雇も「5年後解雇」も合理的理由は何もない脱法行為である。私たちから生きる糧を奪う権利は大学にはない。大学の非常勤職員の細切れ使い捨てを許さず、非常勤職員全員の雇用継続を勝ち取るため、ともに声をあげましょう。

非常勤職員数

	2008年	2009年	2010年	
	事務補	事務補	事務補	技術補
非常勤の総人数	1161人	1223人	1249人	265人
法人化前(長期)	324人	303人	280人	56人
10年以上	127人	132人	142人	23人
10年未満	197人	171人	138人	33人
法人化後(短期)	837人	920人	969人	209人
6年切り		40人	59人	9人

再雇用者数（※事務補佐員）

		04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年
非常勤	退職者	3人	3人	0人				
	再雇用者				6人	8人	12人	9人
常勤	退職者			35人	54人	44人	48人	
	再雇用者				15人	29人	28人	23人
	非常勤で再雇用				12人	15人	14人	10人

